## 金融円滑化の取組みについて

#### ●取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供 給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金 庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等の お申込みがあった場合にはこれまでと同様、お客様の抱えて いる問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に 取り組みます。

### ②債務返済負担軽減等の実施に関する方針の概要

- (1) 中小企業および個人のお客様から返済負担軽減等の相談・ 申込みがあった場合にはこれまでと同様、お客様が抱えて いる問題を十分に把握したうえで、その解決に真摯に取り
- (2) 金融円滑化措置の態勢整備を図るため、「金融円滑化管理 方針 | 及び「金融円滑化管理規程 | を策定し、審査管理部担 当理事を金融円滑化管理統括責任者として定め、かつ審査 管理部長を金融円滑化管理責任者として定めて、お客様へ の適切な対応等に関する事項を統括・管理する体制として います。
- (3) 金融円滑化措置に適切に対応するため、平成21年12月15 日から営業店に「金融円滑化相談窓口」を設置しています。
- (4)他の金融機関や保証協会等と緊密な連携を図る必要が生 じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得た うえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、 緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまい ります。
- ❸債務返済負担軽減等の対応状況を適切に把握する体制 (1) 各営業店に「金融円滑化相談窓口」を設置し、営業店では お客様からの返済負担軽減等の相談・申込みと同時に受付 記録等を作成・保存し、金融円滑化管理責任者に報告する 体制としています。

- (2) 金融円滑化管理統括責任者は、金融円滑化管理責任者か らの報告を受け、必要に応じて理事会、常務会、監事等に 対して金融円滑化管理の状況について報告する体制とし ています。
- ▲債務返済負担軽減等の苦情相談を適切に行うための
  - (1) 各営業店に設置している 「金融円滑化相談窓口 | で主担当 者を配置し、苦情相談を受付ける体制としています。
  - (2) 本部への電話等による苦情相談受付は、総務人事部 「苦情 相談窓口 | 0126-24-1165で一元管理する体制としていま す。
  - (3) お客様からの債務返済負担軽減等に関するお問い合わせ については、地域支援部「電話相談窓口 | 0126-22-1171で 受付ける体制としています。
  - (4) 金融円滑化管理責任者は苦情相談対応等について必要に 応じて営業店とヒアリングを行い、モニタリングを実施す る体制としています。
  - (5) 平成22年10月1日から金融ADR制度への対応として、「苦 情処理措置」及び「紛争解決措置」を明記した「苦情等への 対応規程」を制定して運用しています。
- 賃務返済負担軽減等を行った後の事業の改善又は再 牛のための支援を適切に行うための体制
  - (1)企業再生支援を含めた本業支援を担当する地域支援部に おいて、営業店と連携して、お取引先企業から経営改善計 画書の提出を求め、その作成指導を通じて経営者と企業の 実態把握、課題の抽出、改善策の検討を行い、計画策定後 はその進捗管理と助言を行って経営改善を支援しており
  - (2) 経営相談・経営指導及び経営改善に向けた積極的な取組 みの実効性を確保するため、お取引先企業の事業価値を見 極める能力向上研修等の実施に努めてまいります。

### ■貸付条件の変更等の実施状況 (新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた事業者等の資金繰支援)

[債務者が中小企業者である場合]

(単位:件)

[債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位:件)

		令和2年3月末	令和3年3月末
貸付条件変更等の申込みを受けた貸付債		8	66
	うち、実行に係る貸付債権	4	60
	うち、謝絶に係る貸付債権	0	1
	うち、審査中の貸付債権	4	4
	うち、取下げに係る貸付債権	0	1

		令和2年3月末	令和3年3月末
貸付条件変更等の申込みを受けた貸付債権		1	15
	うち、実行に係る貸付債権	1	13
	うち、謝絶に係る貸付債権	0	0
	うち、審査中の貸付債権	0	2
	うち、取下げに係る貸付債権	0	0

# 経営者保証に関するガイドラインへの取組みについて

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業
承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の
特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保
証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を
整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客様
との丁寧な対話により、法人と経営者との関係性や財務状況等
を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討
するなど、適切な対応に努めてまいります。

(卓位:		(単位・汁)
	令和元年度	令和2年度
新規に無保証で融資した件数	286	457
新規融資件数	3,425	3,180
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	8.35%	14.37%
保証契約を解除した件数	17	18

<sup>※「</sup>保証債務整理」については、当金庫をメイン金融機関として成立に至った経営者保証に関するガイドラインに 基づくお申し出はありませんでした。